

令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

小豆島町

小豆島町へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

注意事項

- 追加申請の対象は以下に該当する事業者です。
 - ① 令和7-8 測量・建設コンサルタント指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
 - ② 同名簿に登載されているが、新たな業種を追加しようとする事業者
- 入札参加資格の有効期間
1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
- 令和8年度入札参加資格者名簿の公表
小豆島町HPにて令和8年4月1日以降に会社名（支店等）、所在地、申請業種を公表します。
なお、個別に通知はいたしません。

申請方法等

1. 申請方法

申請は、持参、郵送いずれも可とします。

提出部数	1部
留意点	<ul style="list-style-type: none">・必ずA4判に統一すること。・フラットファイルに綴じないこと。・クリップ等でとめ、折り曲げないこと。

※かがわ電子入札システムでの申請はできません。

※受領書が必要な場合は、返信用の封筒に切手を貼って同封してください。

2. 受付日時・場所

・期 間 令和8年1月23日（金）から1月30日（金）まで（消印有効）
9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く）

・場 所 小豆島町役場 本館2階 総務課

※郵送の場合、2ページ目問い合わせ先へ送付してください。

※封筒に「入札参加資格申請書」と記載してください。（2つ折り厳禁）

【問い合わせ先】

〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲 44-95
小豆島町役場 総務課 管財係 Tel (0879) 82-7001

3. 提出書類（コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一すること。）

（◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの）

番号	区分	提出書類	注意事項
①	◎	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none">申請書以下、2~6 のシートも提出してください。
②	△	測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none">申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）を提出してください。国土交通省地方整備局に提出したものとの写し。受付印は不要です。提出日を余白に記入してください。
③	△	登録証明書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none">測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも申請日前 3 ヶ月以内に証明されたものに限る。）測量業者については、②測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類を提出する場合は省略可能です。
④	◎	納税証明書等（コピー可）	<ul style="list-style-type: none">4. 必要な納税証明書等で指定するもの申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの
⑤	△	委任状（原本：A4判）	<ul style="list-style-type: none">営業所で申請する場合に提出してください。

提出書類は最低限にしています。令和 8 年度中に入札参加した場合、書類の追加提出を求めることがあります。

4. 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	国税 ・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none">免税業者も発行されます。 <p><u>○法人の場合（様式その3の3）</u></p> <ul style="list-style-type: none">「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 <p><u>・様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。</u></p>

		<p>ださい。</p> <p><u>○個人の場合（様式その3の2）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。 <p>※国税の納税証明書は、電子納税証明書（PDF）を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます（xml形式の印刷は不可）。</p>
香川県内に 営業所がある者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書（完納証明）
	個人住民税	<p>「個人住民税の滞納がない旨の証明書」（個人事業者）</p> <p>※令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。</p>
小豆島町内に 営業所がある者	町税（全税目）	未納の税額がない旨の証明書（完納証明）